

福祉医療費助成制度に関する研究会設置要綱

(設置)

第 1 条 福祉医療費助成制度について、府・市町村を通じた厳しい財政状況等に鑑み、将来に向け持続可能な制度とする観点から、府と市町村がともに、制度の実態について検証、今後のあり方について研究するため、福祉医療費助成制度に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 研究会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 受益と負担の観点から見た現行制度の実態検証及びそれを踏まえた対応方策に関する事項
- (2) 府財政構造改革プラン《案》で検討を行うこととされた内容に関する事項
- (3) その他

(組織)

第 3 条 研究会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長会から選出される職員（別紙名簿のとおり）
- (2) 町村長会から選出される職員（別紙名簿のとおり）
- (3) 大阪府福祉部国民健康保険課職員（別紙名簿のとおり）

2 研究会に座長 1 名を置き、構成員の互選により選任する。

3 座長は研究会の会務を総理し、会議の議事進行を行う。

4 座長に事故があるときは、構成員の互選により、その代理するものを選任する。

5 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(下部組織)

第 4 条 研究会が必要と認めるときはワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第 5 条 研究会の庶務は、大阪府福祉部国民健康保険課において行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 11 月 4 日から施行する。

(別紙)

福祉医療費助成制度に関する研究会名簿(H23)

区分	市町村	部課名	職名	氏名
市長会保健福祉部長会議				
代表幹事 (中部ブロック幹事)	藤井寺市	健康福祉部	部長	こたに まさる 小谷 優
副代表幹事	岸和田市	保健福祉部	部長	おだ かつひこ 小田 克彦
部会長市幹事 (泉州ブロック幹事)	貝塚市	健康福祉部	部長	みなみ しゅうきく 南 修作
政令市ブロック幹事	大阪市	生活福祉部 保険年金課	部長	にいのへ こういち 新野邊 康一
北摂ブロック幹事	池田市	子育て・保険部	部長	かしはら たかみち 柏原 孝充
河北ブロック幹事	寝屋川市	保健福祉部	部長	おくどの しんいち 奥殿 眞一
町村長会健康福祉部長会議				
代表幹事	河南町	健康福祉部	部長	すみだに よしてる 炭谷 芳輝
副代表幹事	能勢町	民生部	部長	もりはな しょうどう 森鼻 正道
副代表幹事	忠岡町	健康福祉部	部長	たなべ くすはる 田辺 楠治
大阪府		福祉部 国民健康保険課	課長	いいた てつし 飯田 哲司

(敬称略)

**福祉医療費助成制度に関する研究会
ワーキンググループ名簿(H23) (案)**

区分	市町村	部課名	職名	氏名
政令市	大阪市	生活福祉部 保険年金課	課長	うめつ ひろし 梅津 弘
		子育て支援部 こども家庭課	課長	なかがわ まさみ 中川 正己
北摂	池田市	保険医療課	課長	たまたま くによし 玉手 邦至
河北	寝屋川市	保険事業室	課長	いぬい えつじ 乾 悦治
中部	藤井寺市	保険年金課	課長	こたに まさる 小谷 優
泉州	岸和田市	福祉政策課	課長	こばやし えいいち 小林 栄一
	貝塚市	児童福祉課	課長	さんみ よしかず 三味 良一
町村	河南町	健康福祉部 高齢障がい福祉課	課長	ふくもと のぶたか 福本 伸孝
	忠岡町	すこやか推進課	課長	まんの よしのり 萬野 義則
	能勢町	住民福祉課	課長	せがわ ひろし 瀬川 寛
大阪府		国民健康保険課	課長補佐	あさの みさこ 浅野 美佐子

(敬称略)